

保国発0921第1号

平成24年9月21日

島根県松江市長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



国民健康保険被保険者証の性別表記について（回答）

平成24年3月1日付け保年第1180号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 被保険者証に性別を記載する必要性について

① 被保険者証は、保険医療機関等における被保険者資格の確認等、公的医療保険制度の運営のための重要な役割を担っており、被保険者証の券面には療養の給付に当たり必要な事項を記載しているところです。

男女の性別欄については、性別に由来する特有の疾患や診療行為があることから、保険医療機関等にて行われる診療等に資するものであるとともに、当該診療等に係るレセプトの審査を円滑に行うために必要であるという観点から設けているものです。

② 国民健康保険において、住所、氏名、性別等の被保険者に係る情報は、住民の居住関係の公証である住民基本台帳を基礎としており、当該住民基本台帳における性別に関しては、戸籍の記載と一致させているところです。また、戸籍上の性別は、医師等により作成される出生証明書に基づくものであることから、①の観点からも、被保険者証の性別については、戸籍上の性別が用いられているものです。

2 被保険者証における性別の表記方法の見直しについて

上述した観点から、性別は被保険者証の必要記載事項として、被保険者証の表面に性別欄を設けるとともに、戸籍上の性別を記載することとしています。

しかしながら、被保険者から被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほ

しくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます。

3 他の医療保険制度での取扱いについて

国民健康保険の他の保険者並びに後期高齢者医療制度、健康保険及び船員保険の保険者においても、上記2の取扱いができることについて、各保険者に対して別途お知らせする予定です。

(参考)

保年 第1180号

平成24年3月1日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

島根県松江市長 松浦正敬

(市民部保険年金課)



国民健康保険被保険者証の性別表記について (照会)

本市の国民健康保健事業の運営について、日頃より種々ご指導いただき有難うございます。

さて、以前から松江市は、国民健康保険被保険者証の性別表記について、貴職に照会しているところです。

また先ごろも、性同一性障害の方からの陳情や議会質問で、国民健康保険被保険者証に性別が必要な場合における性別表記の方法について検討するよう意見をいただいております。

つきましては、以下のとおり照会申しあげますので、厚生労働省としてのご見解を、文書によってご教示いただきますようお願いいたします。

記

1. 性同一性障害者に起因する被保険者証の性別記載の必要性についての検討状況
2. 被保険者証に性別が必要な場合、その表記方法（記号化、数字、バーコード等や備考欄の活用）の見直しについて
3. 被用者保険等すべての保険に実施することについて